

福岡県こどもリノベ補助金

(福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金)

交付申請の手引き

【令和8年度版】

※ この手引きは令和8年4月13日時点のものです。

今後、改定があった場合は福岡県のホームページにおいて公表します。



■ 「福岡県こどもリノベ補助金」に関するお問い合わせ先

福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係

福岡市博多区東公園7-7（福岡県庁7階 南棟）

TEL 092-643-3732

FAX 092-643-3737

メール jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

「福岡県こどもリノベ補助金」交付申請の手引き

福岡県こどもリノベ補助金は、福岡県内で、若年世帯 又は 子育て世帯が購入した中古住宅や、若年世帯 又は 子育て世帯が同居する親世帯の持家に対して、子育てしやすい住宅にリノベーションする工事について、その費用の一部を補助します。

この手引きは、「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」といいます。）に基づき実施する補助金交付の手続きや留意事項等について、まとめたものです。

◇ 事業期間は、令和6年度から令和8年度までの予定です。

目 次

1	はじめにお読みください	P 1
2	補助対象住宅について	P 4
3	補助対象者について	P 13
4	補助対象工事について	P 17
5	補助金の額について	P 20
	【参考】 補助対象判定フロー図	P 21
6	補助金受付申請から交付までの流れ	P 23
7	申請書類等の記入例と注意事項	P 29
8	【フラット35】地域連携型のご利用について	P 43
9	他の支援制度	P 44
10	住宅リフォームの減税制度	P 46
11	お問い合わせ窓口	P 47

※この補助金の「要綱」や「申請様式」は、福岡県のホームページに掲載されています。

【福岡県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomo-renove-hojo.html>

福岡県こどもリノベ

検索



1 はじめにお読みください

(1) 交付申請を行う前の留意事項

① 事前相談・交付申請のご予約について

- ・県の窓口が混みっております。事前相談・交付申請は、**事前に電話で予約**してください。
※予約の方を優先して対応いたします。

【窓口】福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係（電話：092-643-3732）

【事前相談について】

- ・ご希望の方は、交付申請の前に「事前相談」を行っています。
 ご相談の例：「補助対象に該当する工事か」、「補助額はいくらかになるのか」など
- ・申請予定の書類を上記窓口までご持参いただき、内容をチェックいたします。
- ・メールでも相談を受け付けています。書類データをメールで送付してください。メール送付後、窓口までお電話ください。

② 「建物の登記に関する全部事項証明書」について

- ・交付申請の際に「建物の登記に関する全部事項証明書（建物登記簿謄本）の写し」をご提出いただく必要があります。
- ・中古住宅の購入後、法務局で所有権移転登記を行い、**全部事項証明書を取得するまでには、一定の期間を要しますので、十分に時間的余裕をもって交付申請いただきますようお願いいたします。**
- ・登記に要する期間は、法務局の地区ごとに異なるため、事前に法務局のホームページ等で確認ください。

福岡法務局 登記完了予定日 検索



③ 「工事の着工」について

- ・交付申請後に県から「交付決定通知書」が発行されます（下記参照）。
 「交付決定通知書」に記載している日付（交付決定日）以降に工事を着工してください。
 ※交付決定日より前に工事を着工した場合は、補助金を受け取ることができません。
- ・交付申請の受付後、県警への暴力団照会等を行うため、交付申請から決定通知までに3週間程度を要します。
 ※申請書の受付後、書類に不備・不足が判明した場合はさらに日数を要する場合があります。
- ・なお、工事の契約は、交付決定日より前に締結しても問題ありません。

様式第2号（第8条関係） **交付決定通知書の例** ○住計第○○○○号

（申請者） 様

福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金交付決定通知書

令和○年○月○日付けで申請のあった標記の補助金の交付について、下記のとおり決定したので、福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定により通知します。

交付決定日
令和○年○月○日

福岡県知事 服部 誠太郎 印

- ・工事の着工 ⇒ 交付決定日以降にしてください。
- ・工事の契約 ⇒ 交付決定日より前に締結しても問題ありません。

(2) 事業概要

福岡県こどもリノベ補助金は、次の2つのメニュー（「流通型」と「持家型」）に応じた住宅に対するリノベーション工事にかかる費用の一部を補助します。

流通型	若年世帯（または 子育て世帯）が、 自ら居住するために購入した「住まいの健康診断」実施済の中古住宅
持家型	必ずこの手引き 3ページ をご覧ください 若年世帯（または 子育て世帯）が、これから（ 交付申請後に ） 同居する親世帯が所有する持家

	流通型	持家型
対象住宅	「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅を購入してリノベーション 若年世帯 または 子育て世帯 購入して居住 中古住宅（一戸建て住宅） 中古住宅（分譲マンション） 「住まいの健康診断」済みの中古住宅 さらに 世帯主の方が ・福岡県外に居住中で 対象市町村に移住予定 または ・福岡県外から対象市町村 に移住して1年以内 さらに 対象市町村にある 「住まいの健康診断」済みの 中古住宅を購入 対象市町村は 裏面を ご覧ください	これから（交付申請後に）同居する親世帯所有の持家をリノベーション 若年世帯 または 子育て世帯 交付申請後に同居 親世帯の持家（一戸建て住宅） 親世帯の持家（分譲マンション） 親世帯が入居中 かつ 所有している持家
補助額	補助率 1/3 上限 50 万円 移住リノベ 補助率 1/2 上限 75 万円	補助率 1/3 上限 50 万円
主な補助要件	流通型 ● 「住まいの健康診断」実施済みの中古住宅であること 「住まいの健康診断」とは？ 詳しくはこちらを⇒ 住まいの健康診断 検索 ・（一財）福岡県建築住宅センター が実施する建物状況調査です。 ・購入予定の中古住宅に対して、目視、計測及び打診等により構造や雨漏り等の不具合がないか診断します。 ※「住まいの健康診断」の調査日は、不動産登記簿謄本（全部事項証明書）に記載されている売買の日付よりも前の日となっている必要があります。 ● 移住リノベ は、手引きP9、P14～16 の要件を満たすこと 流通型 及び 持家型 ● 次の①～③の全てに当てはまる住宅であること ①福岡県が認める住宅支援策を実施する市町村（※4）にある ②過去にこの補助金を受けたことがない ③リノベーション工事完了後に耐震性を有する ※4 住宅支援策を実施する市町村は 福岡県のホームページで公表しています。	持家型 ● 親世帯が所有する持家に、交付申請後に同居すること ※交付申請の時点で同居している場合は補助対象外 ● 登記上、親世帯が100%の持分となっている住宅であること ● 同居する持家の床面積がリノベーション工事完了後に100平方メートル以上となること
対象工事	居住性向上改修 防犯性向上改修 長寿命化改修 新しい生活様式改修	省エネルギー改修 バリアフリー改修

「対象工事」の詳細は、この手引き **17～19 ページ** をご確認ください

(3) 「住まいの健康診断」について

- 福岡県では、中古住宅の安心取引を推進するため「住まいの健康診断」の普及を図っています。
- 普及の一環として、購入前に「住まいの健康診断」を実施した中古住宅 を福岡県こどもリノベ補助金 **流通型** の要件としています。



○「住まいの健康診断」は、購入前の中古住宅に対して、住まいの専門家が建物検査を行い、建物の状態を明らかにする制度です。

○購入する前に建物の状態が明らかになりますので、購入後のトラブルを減少させることができます。

購入前の中古住宅

国土交通省の講習を修了した建築士が検査します

【検査の様子】

床の傾きをチェック 基礎配筋をチェック

【報告書の鏡】

「住まいの健康診断」を実施した中古住宅には検査結果をまとめた報告書が発行されています
※実施の有無は、売買時の仲介事業者にご確認ください

報告書の真ん中に、このマークがついています

報告書の下に「福岡県建築住宅センター」と記載されています

○「住まいの健康診断」は、官民の団体で構成する「住宅市場活性化協議会」において、検査の内容や方法等の検討を重ねて作った制度です。当協議会でも「住まいの健康診断」の普及を図っています。

【住宅市場活性化協議会】

福岡県が発起人となり、官民が連携し、中古住宅市場・リフォーム市場の活性化を図ることを目的に設立された協議会。活動内容は協議会のホームページをご覧ください。

【構成団体】

福岡県商工会議所連合会 / (公社)福岡県宅地建物取引業協会
 (公財)日本賃貸住宅管理協会 九州ブロック / (一社)福岡県建設業協会
 (一社)日本住宅リフォーム産業協会 九州支部 / 西部ガス(株)
 (公社)全日本不動産協会 福岡県本部 / (公社)福岡県不動産鑑定士協会
 福岡中小建設業協同組合 / 福岡県建設関連産業協議会
 TOTO(株) 九州支社 / (独)住宅金融支援機構 九州支店
 (一財)福岡県建築住宅センター / 北九州市 / 福岡市 / 福岡県



住宅市場活性化協議会

検索

○「住まいの健康診断」は、「住宅市場活性化協議会」が認定した事業者である（一財）福岡県建築住宅センターが実施しています。

お申込みの方法等は、**売買時の仲介事業者を通じて**、下記の窓口までお問い合わせください。

「住まいの健康診断」の【受付窓口・お問い合わせ】

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 企画情報部
 住 所 : 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 東オフィス3階
 電 話 : 092-781-5169
 メール : kikaku@fkjc.or.jp

住まいの健康診断

検索



2 補助対象住宅について

(1) 流通型 の場合

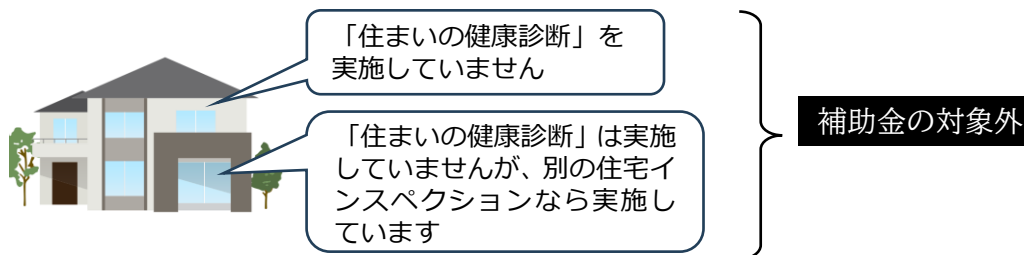
流通型 以下①～⑤を**全て満たす**中古住宅である必要があります。

※補助金が増額する**移住リノベ**は、さらに⑥を**満たす**必要があります。

① 購入前に「住まいの健康診断」を実施した住宅である	⇒ 詳細は5ページ
② 令和5年（2023年）4月1日以降に売買成約した住宅である	⇒ 詳細は6ページ
③ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅である	⇒ 詳細は6ページ
④ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていない住宅である	⇒ 詳細は6ページ
⑤ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である	⇒ 詳細は7・8ページ
⑥ 移住リノベ対象市町村 内に存する住宅である	⇒ 詳細は9ページ

※ 例えば、以下の住宅は「流通型」の対象にはなりません。

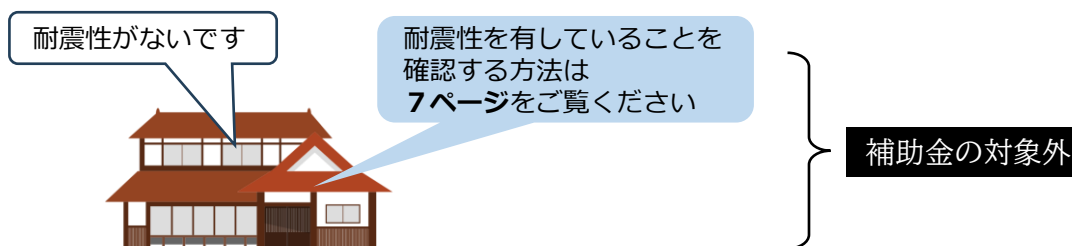
- 購入前に「住まいの健康診断」を実施していない住宅や、「住まいの健康診断」とは別の住宅インスペクションだけ実施している住宅は、補助金の対象になりません。



- 令和5年（2023年）3月31日以前に売買成約した住宅や、相続で取得した住宅は、補助金の対象になりません。



- 耐震性を有しない住宅は、補助金の対象になりません。



① 購入前に「住まいの健康診断」を実施している住宅である

必ず3ページをご覧ください

○建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の売買の日付（①）が、「住まいの健康診断」の調査日（②）よりも後の日となっているか、ご確認ください。

【確認方法】

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	所有者 〇〇市〇〇〇〇 九 州 太 郎
2	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 令和〇年〇月〇日売買 所有者 〇〇市〇〇〇〇 株式会社〇〇コーポレーション
3	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 令和7年4月10日売買 所有者 〇〇市〇〇〇〇 福 岡 リ ノ ベ

「住まいの健康診断」報告書 中にある「資料2」



物件No.: 000

資料2

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の権利部（甲区）に、現所有者による売買の日付が記載されています。

「住まいの健康診断」報告書の中に調査物件概要ページ（右上に「資料2」と記載があるページ）があります。このページに調査日が記載されています。

調査物件概要					
建物名称	福岡 理乃平				様 所有物件
調査の区分	一戸建ての住宅				
物件住所	〇〇市〇〇区〇〇 〇〇-〇				
マンション等名称				部屋番号	号室
竣工年月	平成	〇	年	〇	月
階数	地上	〇	階	地下	0 階
延床面積	〇〇	m ²	耐震性に関する提出書類	建築確認済証	
② 調査日	令和7年3月31日		その添付図書	有	
気象状況	天候:	晴天	温度:	〇	℃
			湿度:	〇	%

①が②よりも後の日となっているか、ご確認ください。

② 令和5年(2023年)4月1日以降に売買成約した住宅である

○建物の全部事項証明書(登記簿謄本)の売買の日付(①)が、令和5年(2023年)4月1日以降となっているか、ご確認ください。

【確認方法】

建物の全部事項証明書(登記簿謄本)

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	所有者 〇〇市〇〇〇〇 九州一郎
2	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇年〇月〇日相続 所有者 〇〇市〇〇〇〇 九州花子
3	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	①原因 令和5年4月10日売買 所有者 〇〇市〇〇〇〇 福岡リノベ

建物の全部事項証明書(登記簿謄本)の権利部(甲区)に現所有者による売買の日付が記載されています。

①が令和5年4月1日以降の売買となっているか、ご確認ください。

③ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅である

○令和8年度は、全ての市町村で県が認める住宅支援策を実施する予定です。

④ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていない住宅である

- 「過去に」とは、平成28年度から現在までの間となります。
- 「福岡県のリノベーション補助金」とは、以下の補助金です。

【参考】福岡県のリノベーション補助金の名称について

- 平成28年度から令和5年度までは
⇒「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金」
- 令和6年度からは
⇒「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金」
(通称:「福岡県こどもリノベ補助金」)

○平成28年度から現在までの間に、上記の補助金の交付を受けたことがある住宅は、県から「補助金額確定通知書(様式第6号)」が発行されていますので、購入時の不動産事業者(仲介事業者)を通じて、売主(住宅の前所有者)にご確認ください。
ご不明な場合は、事前に県の窓口までご相談ください。

⑤ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である

○「耐震性を有する」とは、以下の①、②のいずれかの基準に適合していることをいいます。

- ①昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準
- ②建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）

○「福岡県こどもリノベ補助金」では、耐震性を有していない住宅、耐震性を有しているか不明な住宅に補助を交付することはできません。

○耐震改修工事の実施中 又は 実施する予定であれば、「福岡県こどもリノベ補助金」の交付申請を提出することができます。

ただし、リノベーション工事が完了するまでに、耐震改修工事も完了させる必要があります。

「耐震性を有する」ことを確認する方法

○建物の全部事項証明書（登記簿謄本）から、住宅の階数（①）と新築された年月日（②）を確認してください。

【確認方法】

《注意》 ここで示す確認方法は「福岡県こどもリノベ補助金」に限り適用するものです。一般的に「耐震性を有する」ことを確認する方法ではありません。

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）：一戸建て住宅の場合

表 題 部			(主である建物の表示)		不動産番号	00000000
所在図番号						
所 在		〇〇市〇〇〇〇				
家屋番号		〇〇〇				
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積		㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居 宅	木造スレート葺 2階建	1 階	〇〇	〇〇	昭和〇〇年〇月〇日新築	
		2 階	〇〇	〇〇	〔昭和〇〇年〇月〇日〕	
所 有 者		〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇〇				

住宅の階数（①）を確認してください

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）：マンションの場合

専用部分の家屋番号		〇〇〇〇	
表 題 部		(一棟の建物の表示)	
所 在	〇〇市〇〇〇〇		
建物の名称	〇〇〇マンション		
① 構 造	② 床 面 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄筋コンクリート造	1 階	〇〇〇 〇〇	
陸屋根◇階建て	2 階	〇〇〇 〇〇	
	…	… …	
	◇階	〇〇〇 〇〇	

新築された年月日（②）を確認してください

表 題 部				(専用部分の建物の表示)		不動産番号	00000000
家屋番号		〇〇市〇〇〇〇 △△△					
建物の名称		△△△					
① 種 類	② 構 造		③ 床 面 積			㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居 宅	鉄筋コンクリート造 1 階建		△階部分		〇〇	〇〇	昭和〇〇年〇月〇日新築

< 次ページに続く >

住宅の階数(①)と新築された年月日(②)が以下となっているか、ご確認ください。

住宅の階数	新築された年月日
1階～3階建ての場合	昭和57年6月1日以降であるか
4階～9階建ての場合	昭和58年6月1日以降であるか
10階～20階建ての場合	昭和60年6月1日以降であるか



上表に該当しない場合や、21階以上のマンションの場合

次の①～⑧のいずれかの書類について、右欄の内容をご確認ください。

※交付申請の際に確認した書類の写しを窓口にご提出ください。

書類名称	確認する内容
建築基準法関係	①確認済証(確認通知書) 右上に記載されている日付(交付年月日)が昭和56年6月1日以降となっているか。
	②中間検査合格証 確認済証交付年月日が、昭和56年6月1日以降となっているか。
	③検査済証 確認済証交付年月日(確認年月日)が昭和56年6月1日以降となっているか。
	④建築確認等台帳記載事項証明書 確認済証交付年月日が、昭和56年6月1日以降となっているか。
耐震診断・耐震改修関係	⑤耐震診断の結果報告書 耐震性を有している結果となっているか。 ※報告書の内容(耐震性を有している結果となっているか)については、報告書を作成した事業者にご確認ください。
	⑥市町村が発行した「耐震改修補助金額の確定通知書」 (市町村の補助金を受けて耐震改修工事を実施した場合) この通知書は、耐震改修工事完了後(実績報告の提出後)に、市町村から申請者に対して交付される文書になります。 ※「交付決定通知書」ではありません。
	⑦耐震診断適合証明書 建築士事務所登録を行っている事務所に所属する建築士などが発行したものか。
	⑧耐震改修工事に関する書類 a)改修平面図 b)耐震改修工事の補強計画書 c)工事写真 a)改修箇所が分かる図面か。 b)耐震性を有する計画となっているか。 ※補強計画書の内容(耐震性を有する計画となっているか)については、計画書を作成した事業者にご確認ください。 c)改修箇所の工事前・後が分かる写真か。

耐震改修工事中 または 工事予定の場合

○上記「⑧耐震改修工事に関する書類」のうち、a)改修平面図、b)耐震改修工事の補強計画書に加え、リノベーション工事の完了までに耐震改修工事も完了することが分かる書類(契約書、工程表など)をご確認ください。

※交付申請の際に確認した書類の写しを窓口にご提出ください。

移住リノベの追加要件

⑥ 移住リノベ対象市町村 内に存する住宅である

移住リノベ対象市町村 とは、「移住支援金」を支給する事業を実施する市町村 になります。

令和8年度は、以下の 31 市町村

北九州市	大牟田市	久留米市	飯塚市	田川市	柳川市	八女市	筑後市
大川市	豊前市	宗像市	古賀市	うきは市	嘉麻市	みやま市	
粕屋町	芦屋町	岡垣町	小竹町	桂川町	東峰村	大刀洗町	広川町
香春町	川崎町	大任町	福智町	苅田町	みやこ町	上毛町	築上町

【要注意】

移住リノベ は、4 ページに掲載の①～⑥を全て満たす中古住宅である必要があります。

購入した中古住宅



①購入前に「住まいの健康診断」を実施しました

②令和5年（2023年）4月1日以降に売買成約しました

③県が認める住宅支援策を実施する市町村 内にあります

④過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていません

⑤リノベーション工事完了後に耐震性を有しました

⑥移住リノベ対象市町村 内にあります

【参考】「移住支援金」について

- 福岡県に移住し、一定の支給要件を満たす方に、支援金を支給する制度です。
- 実施する市町村によって、支給要件や支援金の額が異なります。
- 概要をお知りになりたい方は、まずは福岡県のホームページをご覧ください。

福岡県 移住支援金

検索



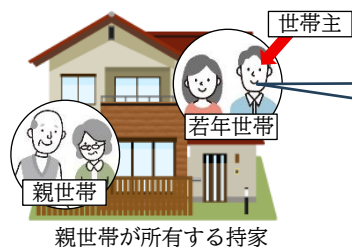
(2) 持家型 の場合

持家型 以下①～⑥を全て満たす住宅である必要があります。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① 補助金の交付申請後に同居する親世帯の持家である | ⇒ 詳細は 11 ページ |
| ② 登記上、親世帯が 100%の持分となっている住宅である | ⇒ 詳細は 11 ページ |
| ③ リノベーション工事完了後に床面積 100 ㎡以上の住宅である | ⇒ 詳細は 12 ページ |
| ④ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存すること | ⇒ 詳細は 12 ページ |
| ⑤ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けていない住宅である | ⇒ 詳細は 12 ページ |
| ⑥ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である | ⇒ 詳細は 12 ページ |

※ 例えば、以下の住宅は「持家型」の対象にはなりません。

- 補助金の交付申請の時点で、若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主が、すでに親世帯の持家に同居している場合や住民票が同一住所となっている場合は、補助金の対象になりません。



補助金の対象外

- 親世帯以外（例えば、若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主・配偶者、叔父母、兄弟・姉妹など）が、少しでも持分を持つ住宅は、補助対象にはなりません。



補助金の対象外

- 床面積 100 ㎡未満の住宅は、補助対象になりません。



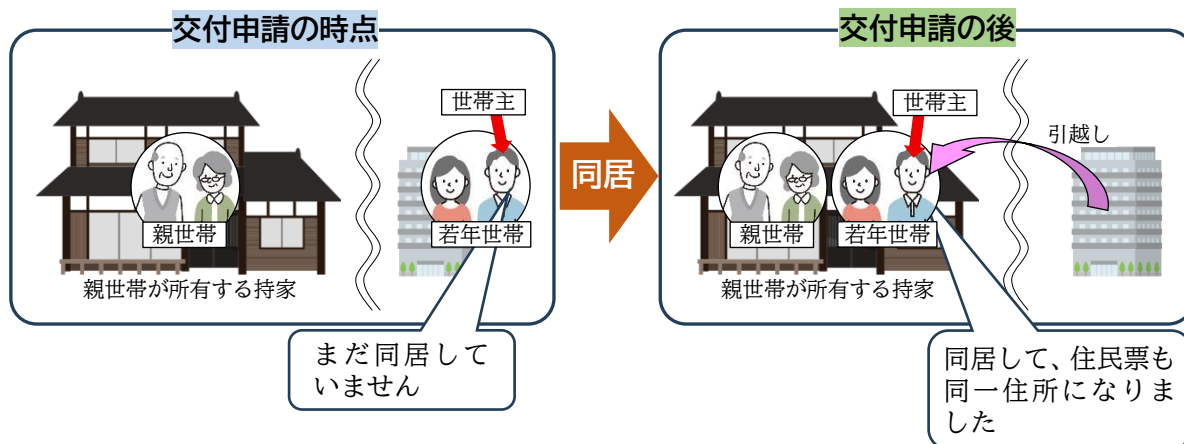
補助金の対象外

① 補助金の交付申請後に同居する親世帯の持家である

○「同居」とは、以下の状況を示します。

申請者である若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主が、
親世帯と同じ住宅内に居住し、住民票も同一住所になっていること。

○補助金の交付申請の後に、同居することを予定している場合に、補助対象にはなりません。



② 登記上、親世帯が100%の持分となっている住宅である

○「親世帯」とは、以下の世帯をいいます。

若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主 又は 配偶者の「直系尊属」がいる世帯
※「直系尊属」とは、自分より上の世代の直系親族のこと（例：父母、祖父母など）

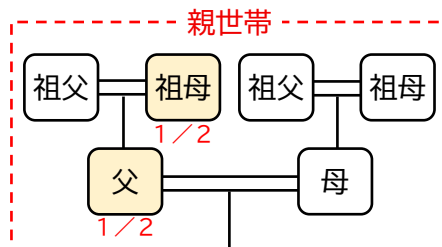
○建物の全部事項証明書（登記簿謄本）で、親世帯だけの持分の住宅となっているか、ご確認ください。

※親世帯以外、例えば、若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主・配偶者やその直系尊属以外（叔父・叔母、兄弟・姉妹など）が、少しでも持分を持つ住宅は、補助対象にはなりません。

【確認方法】

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	共有者 〇〇市〇〇〇〇 持分2分の1 福岡 梅子 〇〇市〇〇〇〇 2分の1 福岡 太郎



親世帯だけの持分となっているか
確認してください。

親世帯以外の持分が少しでもある住宅は補助対象にはなりません。

若年世帯・子育て世帯の世帯主（又は配偶者）

← 親世帯以外

③ リノベーション工事完了後に床面積 100 ㎡以上であること

床面積の確認方法

<床面積の変更を伴わないリノベーション工事を行う場合>

○建物の全部事項証明書（登記簿謄本）の床面積が 100 ㎡以上であるか、ご確認ください。

【確認方法】

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）：一戸建て住宅の場合

表 題 部	(主である建物の表示)	不動産番号	00000000
所在図番号			
所 在	〇〇市〇〇〇〇	主である建物の表示にある床面積の合計が 100 ㎡以上であるか確認してください。	
家屋番号	〇〇〇		
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造スレート葺 2 階建	1 階 〇〇 〇〇 2 階 〇〇 〇〇	合計 〇〇年〇月〇日新築 〇〇年〇月〇日
所 有 者	〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇〇		

建物の全部事項証明書（登記簿謄本）：マンションの場合

表 題 部	(専用部分の建物の表示)	不動産番号	00000000
家屋番号	〇〇市〇〇〇〇 △△△	専用部分の建物の表示にある床面積が 100 ㎡以上であるか確認してください。	
建物の名称	△△△		
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造 1 階建	△階部分 〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇月〇日新築

<床面積の変更を伴うリノベーション工事を行う場合>

○リノベーション工事の設計図面（平面図、面積表、仕様書など）で、住宅の床面積の合計が 100 ㎡以上となっているか、ご確認ください。

④ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅である

○令和 8 年度は、県内全ての市町村で住宅支援策を実施する予定です。

そのため、「県が認める住宅支援策を実施する市町村」は、全市町村になります。

⑤ 過去に福岡県のリノベーション補助金を受けたことがない住宅である

⇒ 6 ページの④をご参照ください。

⑥ リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅である

⇒ 7 ページの⑤をご参照ください。

3 補助対象者について

補助対象者（補助金の申請ができる方）は、以下に示す世帯の世帯主です。

流用型	若年世帯、子育て世帯 ※補助金が増額する 移住リノベ は、 <u>さらに 14 ページの要件を満たす必要</u> があります。
持家型	若年世帯、子育て世帯、親世帯

○若年世帯

二人合わせて
80 歳以下です



若年世帯

令和 8 年 4 月 1 日時点で、配偶者との年齢の合計が 80 歳以下である世帯

※婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。

※交付申請をする日の時点で80歳を超えていても、令和8年4月1日時点で80歳以下であれば対象となります。

○子育て世帯

18 歳未満です



子育て世帯

令和 8 年 4 月 1 日時点で、同居者に 18 歳未満の者がいる世帯

または

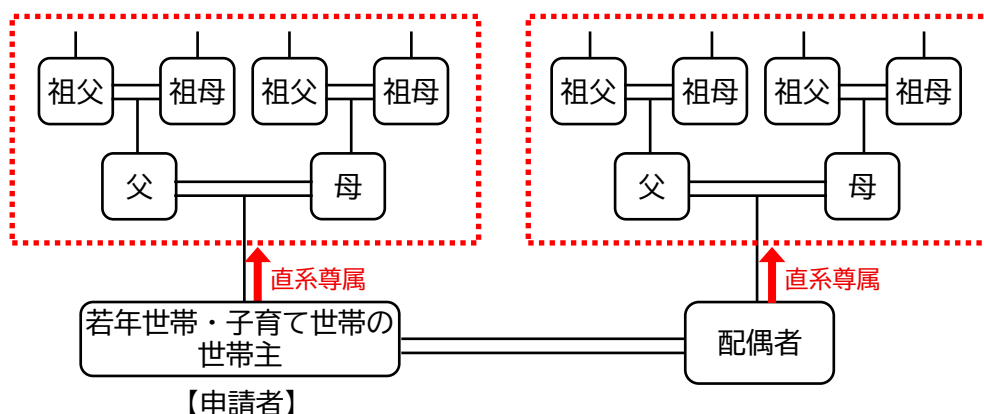
交付申請をする日の時点で、妊娠している者がいる世帯

※交付申請をする日の時点で18歳でも、令和8年4月1日時点で18歳未満(17歳以下)であれば対象となります。

○親世帯

若年世帯（または 子育て世帯）の世帯主 または 配偶者の「直系尊属」 がいる世帯

※「直系尊属」とは、自分より上の世代の直系親族のこと（例：父母、祖父母など）



※ ただし、以下に該当する方は、補助対象者にはなりません。

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

※交付申請の受付後、上記 1、2 の該当の有無について、福岡県警察本部に照会を行いますので、その旨、ご了承ください。

移住リノベの追加要件

若年世帯（または 子育て世帯）の 世帯主が、次の **A** または **B** のいずれか であること。

- A** 世帯主が、
交付申請の時点で福岡県外に居住中 かつ 交付申請後に移住リノベ対象市町村に移住予定

※1

※2



※1 交付申請の時点で福岡県外に居住中 について

交付申請時に提出する住民票の写しで、「住所」欄 ① と発行年月日 ② をご確認ください。

【確認方法】

住民票の写し

住所欄 ① が福岡県以外の都道府県となっているか、
 ご確認ください。

住所	① ●●県●●市●●区●●
世帯主	福岡 理乃平

氏名の振り仮名	フクオカ リノベ			個人番号	【省略】
氏名	福岡 理乃平			住民票コード	【省略】
旧氏の振り仮名	*****			住民となった年月日	
旧氏	【空欄】			住所を定めた年月日	
生年月日	○年○月○日	性別	○	続柄	世帯主
本籍	○○○○	筆頭者			
転入前住所	○○○○				
***	*****	***		*****	
***	*****	***		*****	

発行年月日 ② が交付申請日から3か月以内の日と
 となっているか、ご確認ください。

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

②

令和●●年●●月●●日

●●市長

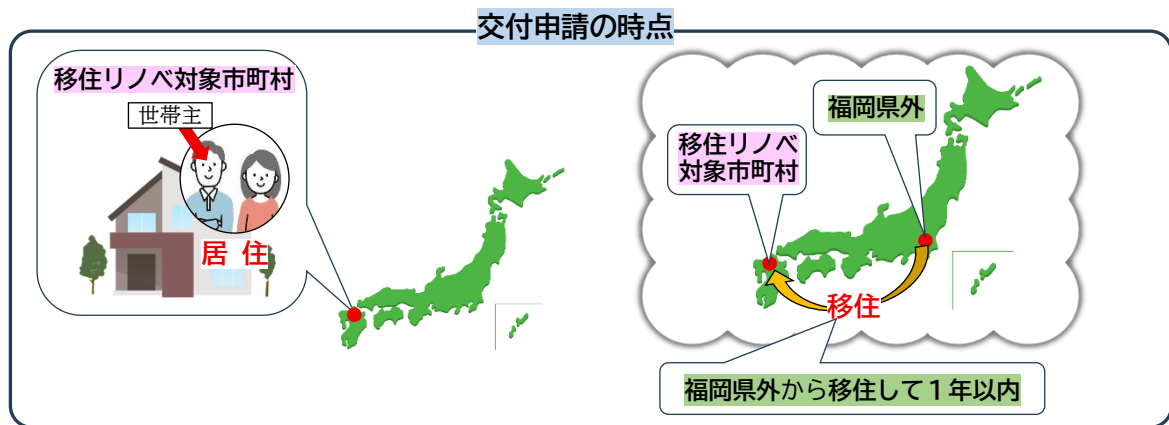
※2 移住リノベ対象市町村 について

「移住支援金」を支給する事業を実施する市町村 になります。

令和8年度は、以下の 31 市町村

北九州市	大牟田市	久留米市	飯塚市	田川市	柳川市	八女市	筑後市
大川市	豊前市	宗像市	古賀市	うきは市	嘉麻市	みやま市	
粕屋町	芦屋町	岡垣町	小竹町	桂川町	東峰村	大刀洗町	広川町
香春町	川崎町	大任町	福智町	苅田町	みやこ町	上毛町	築上町

- ※1
- B 世帯主が、交付申請の時点で移住リノベ対象市町村に居住中
かつ
- ※2
- 交付申請の時点で福岡県外から移住して1年以内である
- ※3



※1 交付申請の時点で移住リノベ対象市町村に居住中 について

交付申請時に提出する住民票の写しで、「住所」欄(①)、発行年月日(②)をご確認ください。

【確認方法】

住民票の写し

「住所」欄(①)が移住リノベ対象市町村となっているか、ご確認ください。

住所	① 福岡県●●●
世帯主	福岡 理乃平

氏名の振り仮名	フクオカ リノベ	個人番号	【省略】
氏名	福岡 理乃平	住民票コード	【省略】
旧氏の振り仮名	*****	住民となった年月日	○年○月○日
旧氏	【空欄】	住所を定めた年月日	
生年月日	○年○月○日	届出日	
性別	○	筆頭者	
続柄	世帯主		
本籍	○○○○		
転入前住所	○○○○		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****

発行年月日(②)が交付申請日から3か月以内の日となっているか、ご確認ください。

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

②

令和●●年●●月●●日

●●市長

※2 移住リノベ対象市町村 について

「移住支援金」を支給する事業を実施する市町村 になります。

令和8年度は、以下の 31 市町村

北九州市	大牟田市	久留米市	飯塚市	田川市	柳川市	八女市	筑後市
大川市	豊前市	宗像市	古賀市	うきは市	嘉麻市	みやま市	
粕屋町	芦屋町	岡垣町	小竹町	桂川町	東峰村	大刀洗町	広川町
香春町	川崎町	大任町	福智町	苅田町	みやこ町	上毛町	築上町

< 次ページに続く >

※3 交付申請の時点で福岡県外から移住して1年以内 について

交付申請時に提出する住民票の写しで、世帯主の「転入前住所」欄(①)、「住民となった年月日」欄(②)、をご確認ください。

【確認方法】

住民票の写し

住所	〇〇〇〇〇〇	「転入前住所」欄(①)が福岡県以外の都道府県と なっているか、ご確認ください。	
世帯主	福岡 理乃平		

氏名の振り仮名	フクオカ リノベ	個人番号	【省略】
氏名	福岡 理乃平	住民票コード	【省略】
旧氏の振り仮名	*****	住民となった年月日	●年●月●日
旧氏	【空欄】	住所を定めた年月日	
生年月日	〇年〇月〇日	届出日	
本籍	〇〇〇〇	筆頭者	
転入前住所	●●●●県●●●●	続柄	世帯主
***	** ① **	***	*****
***	** ② **	***	*****

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

〇〇市長

交付申請日が、「住民となった年月日」欄(②)から1年以内の日となっているか、ご確認ください。

【例】「住民となった年月日」欄(②)が 令和7年7月30日 の場合

交付申請日：令和8年7月30日 ← 1年以内である
交付申請日：令和8年7月31日 ← 1年を超えている

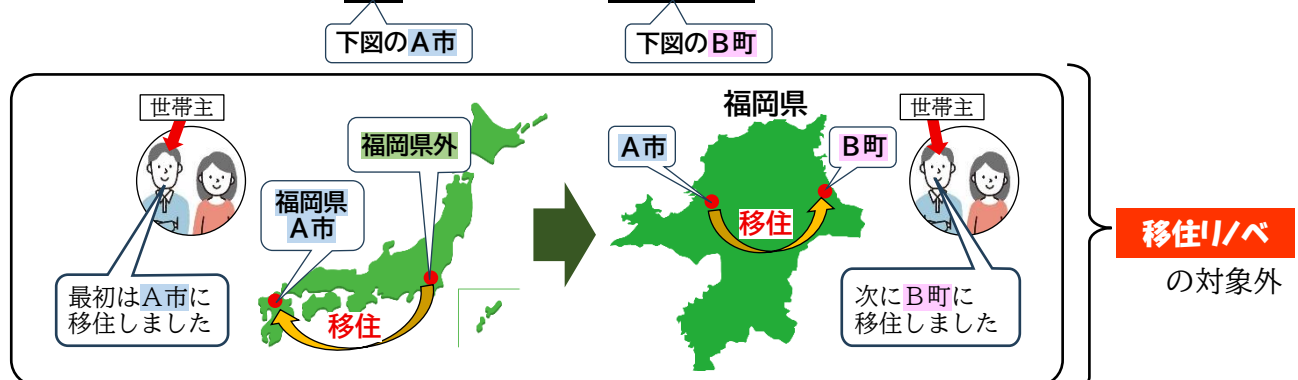
住民票の写しに「転入前住所」欄が見当たらない場合

「前住所」欄があると思います。
その欄が、福岡県以外の都道府県となっているか、ご確認ください。

【重要】

以下に該当する場合は、移住リノベの対象にはなりません。

世帯主が、福岡県外から県内へ移住した後、別の市町村に移住した場合



4 補助対象工事について

リノベーション工事のうち、住宅（附属する建築設備を含む。）の性能又は機能を向上させるための質の向上に資する改修工事として、18 ページと 19 ページに示す「性能等向上改修工事」が補助対象工事です。

さらに、次の①～③の条件を全て満たす必要があります。

① 県内事業者と工事の請負契約を締結して行われる工事である。

○「県内事業者」とは、以下の事業者をいいます。

県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者

② 補助対象工事に要する費用が30万円以上の工事である。

○補助対象工事（18 ページと 19 ページに示す「性能等向上改修工事」）に要する費用の合計が30万円以上(税込)である必要があります。

③ 補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日 又は 補助金の交付決定日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、知事に完了実績報告ができる工事である。

⇒具体的には、23 ページの②をご参照ください。

※ ただし、次の工事は、補助対象工事になりません。

1) 従前より性能や機能が向上しない工事

・現状復旧（元に戻す工事）や、見た目を良くするための工事などは、対象外です。

⇒補助対象工事の詳細は、県のホームページに掲載されている「Q&A」をご覧ください。



【福岡県ホームページ】

福岡県こどもリノベ

検索



⇒「Q&A」を見ても補助対象になる分からない場合は、県の窓口までご相談ください。

2) 補助金の交付決定の前に着工した工事

・交付申請後に県から「交付決定通知書」が発行されますので、その通知書に記載している日付（交付決定日）以降に工事を着工してください。交付決定日より前に工事を着工した場合は、補助金を受け取ることができません。

・なお、工事の契約は交付決定日より前に締結しても問題ありません。

3) 門、塀等の外構工事

・外構工事とは、敷地内の建物以外の工事であり、具体的には、住宅に付帯する構造物（門・塀等）、舗装、排水（側溝、浄化槽など）、植栽などに関する工事をいいます。

・ただし、18ページと19ページに示す「性能等向上改修工事」に該当する外構工事は対象です。具体的には、駐車場の設置（既存の駐車場と合わせて40㎡まで）、屋外スロープの設置、防犯性の向上に資する門扉の設置などです。

4) 他の補助制度の対象となる工事

・他の補助制度にて補助を受けている（受ける予定の）工事に対して、重ねて「福岡県こどもリノベ補助金」を受け取ることはできません。

・工事部分、工事費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は対象です。

■補助対象工事（性能等向上改修工事）について （補助要綱第2条、別表第1）

補助対象となる工事は、以下（１）～（６）に示す「性能等向上改修工事」になります。

県ホームページに掲載されている「Ｑ＆Ａ」には、さらに詳細な具体例を掲載しています。

→【福岡県ホームページ】

福岡県こどもリノベ

検索



（１）居住性向上改修篠栗

工事種別	具体的工事内容
広さ・間取りの変更	広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去 等 ※間仕切り壁撤去は、撤去後も耐震性を有することが確認できる資料の提出が必要となります。
増築	子ども部屋等の増築
収納スペースの設置	収納スペース（工事を伴うものに限る）の設置
三点給湯への対応	キッチン、浴室、洗面所での給湯を可能にするもの
駐車場の設置	新設、増設、改修 ※駐車場の舗装工事は、既存の舗装部分と合わせて40 m ² までに限ります。 ※別棟での「車庫」の新設は補助対象外です。 ただし、「高い開放性を有する車庫」の新設は補助対象になる場合があります。ご検討されている場合は、 <u>必ず交付申請前に県に事前相談をしてください。</u> ⇒詳細は、上記「Ｑ＆Ａ」の7ページ「問4-9」をご覧ください。
屋外スロープの設置	新設 等
手すりの設置	バルコニー、窓又は階段等に転落防止のための手すりを設置
その他子育てに資する改修	アイランドキッチンへの改修、可動式間仕切壁の設置、浴槽を広くする改修 等

（２）長寿命化改修

工事種別	具体的工事内容
耐久性向上改修	屋根、外壁、設備配管等の耐久性を従来より向上させるもの
防水性向上改修	屋根、外壁、浴室等の防水性を従来より向上させるもの

（３）省エネルギー改修

工事種別	具体的工事内容
断熱改修	窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を従来より向上させるもの
遮熱改修	窓、屋根、外壁の遮熱性能を従来より向上させるもの
省エネルギー等設備機器の設置	省エネルギー等設備機器（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽 等）の設置 ※太陽光発電システム、高効率給湯器の設置は対象外です。

< 次ページに続く >

(4) 防犯性向上改修

工事種別	具体的工事内容
窓の改良	C P登録（防犯性の高い建物部品）のガラスの設置、四方枠付き面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付
玄関・勝手口の改良	C P登録（防犯性の高い建物部品）のドアの設置、玄関・勝手口を照らす照明の設置
住宅まわりの改良	門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め 等

(5) 新しい生活様式対応改修

工事種別	具体的工事内容
住宅内にウイルスを持ち込まないための改修	玄関付近への手洗い場の設置、固定式の宅配ボックスの設置、モニター付きインターホンの設置 等
住宅内の感染拡大を防止する改修	自動水栓の設置、網戸の設置、換気扇の設置、換気機能付きエアコンの設置、玄関ドアの換気対策（通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置 等）、抗菌・抗ウイルス素材への取換え（手すり、壁材、床材）、自動開閉式便座への交換、トイレの増設（2箇所目）、シャワールームユニットの設置、通風式シャッターの設置 等
リモートワークやオンライン授業に対応する改修	ワーキングスペース確保のための間仕切り設置、ワーキングスペースの増築、防音対策、情報コンセント（LAN）の設置 等

(6) バリアフリー改修

工事種別	具体的工事内容
手すりの設置	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における手すりの設置
段差の解消	浴室、脱衣所、トイレ、玄関、廊下、階段等における段差の解消
廊下等の幅の拡幅	廊下、出入口の幅の拡幅
階段勾配の緩和	従来より階段勾配を緩和させるもの
浴室の改良	浴室の床面積の増加、従来よりまたぎの低い浴槽への変更 等
トイレの改良	トイレの床面積の増加、和式から洋式への便器の変更 等
出入口の戸の改良	開戸から引戸・折戸への変更、ドアノブからレバーハンドル等への変更 等
床材料の改良	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における滑りにくい床材への変更

5 補助金の額について

18ページと19ページに示す「性能等向上改修工事」に要する費用(税込)の3分の1(千円未満を切り捨てた額)が交付されます。

ただし、50万円が上限となります。

【例1】「性能等向上改修工事」に要する費用：140万円(税込)の場合
 $1,400,000円 \times 1/3 = 466,666円 \rightarrow 466,000円$ (千円未満切り捨て)
上記は50万円を超えていないので、補助金の額は466,000円となります。

【例2】「性能等向上改修工事」に要する費用：160万円(税込)の場合
 $1,600,000円 \times 1/3 = 533,333円 \rightarrow 533,000円$ (千円未満切り捨て)
上記は50万円を超えているので、補助金の額は500,000円となります。

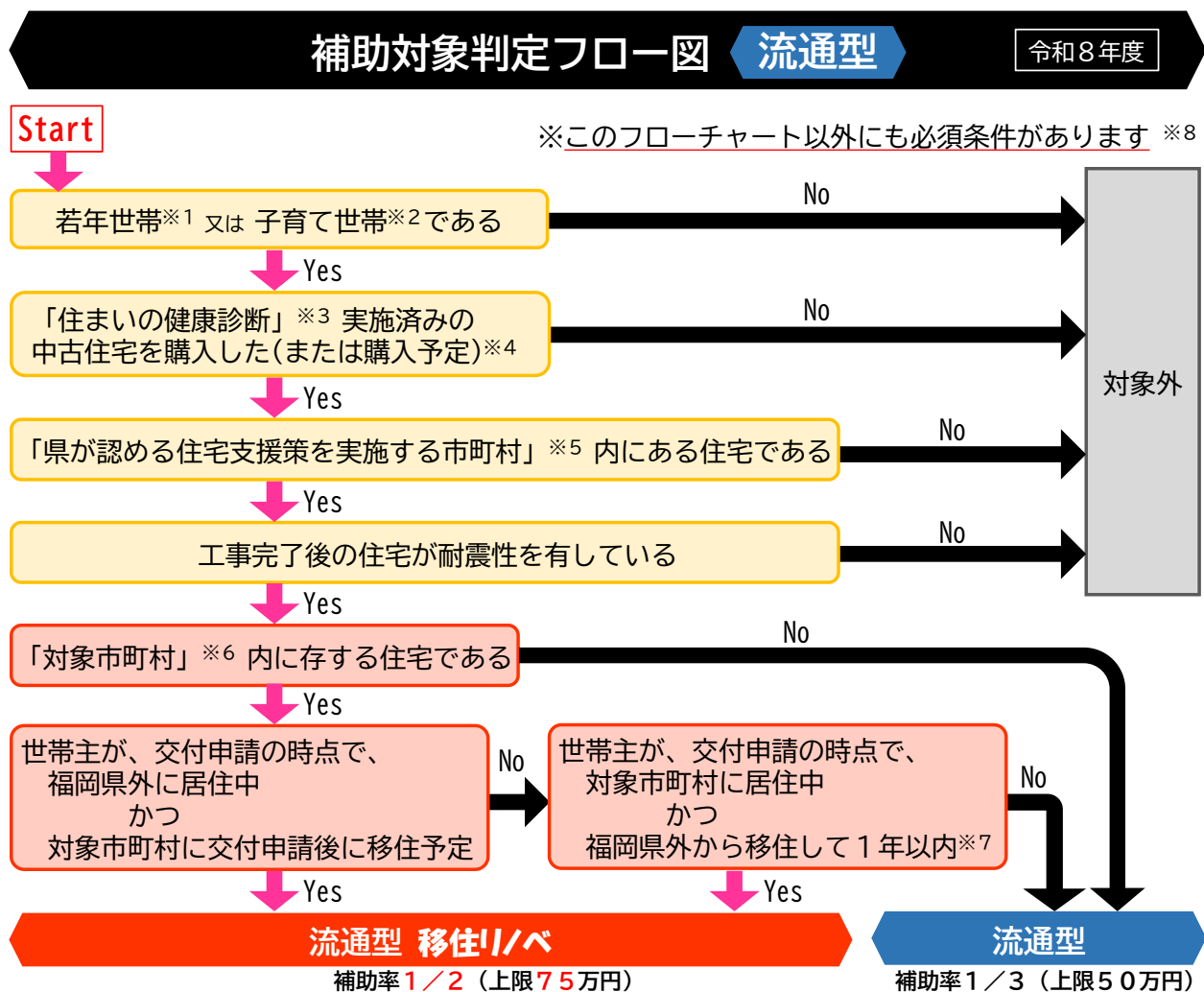
移住リノベの対象となる場合

18ページと19ページに示す「性能等向上改修工事」に要する費用(税込)の2分の1(千円未満を切り捨てた額)が交付されます。

ただし、**75万円**が上限となります。

【例1】「性能等向上改修工事」に要する費用：140万円(税込)の場合
 $1,400,000円 \times 1/2 = 700,000円 \rightarrow 700,000円$ (千円未満切り捨て)
上記は75万円を超えていないので、補助金の額は700,000円となります。

【例2】「性能等向上改修工事」に要する費用：160万円(税込)の場合
 $1,600,000円 \times 1/2 = 800,000円 \rightarrow 800,000円$ (千円未満切り捨て)
上記は75万円を超えているので、補助金の額は750,000円となります。



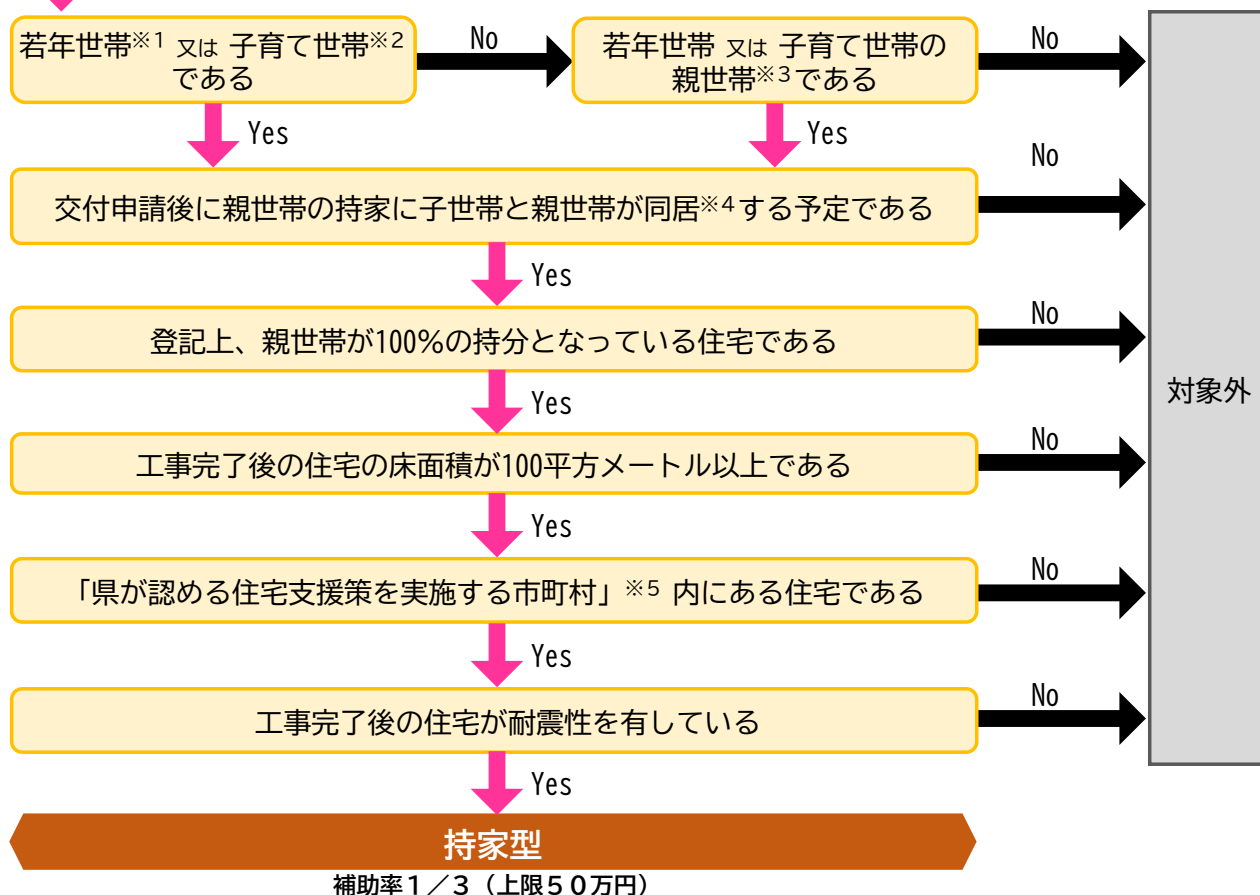
- ※1 若年世帯とは、**R8年4月1日時点**で配偶者との年齢合計が80歳以下の世帯です。
- ※2 子育て世帯とは、**R8年4月1日時点**で18歳未満の子と同居している世帯
又は **交付申請時点**で妊娠している者がいる世帯です。
- ※3 中古住宅の購入後に「住まいの健康診断」を実施することはできません。
(「住まいの健康診断」の詳細はホームページ [住まいの健康診断](#) [検索](#) でご確認ください)
なお、「住まいの健康診断」を中古住宅購入前に実施したか
確認する方法は、県ホームページの「[申請の手引き](#)」または「[Q&A](#)」をご覧ください。
- ※4 **R5年(2023年)4月1日以降**に購入した物件が対象です。
- ※5 「県が認める住宅支援策を実施する市町村」は、令和8年度は **全市町村** になります。
- ※6 「対象市町村」とは、「移住支援金」を支給する事業を実施する市町村です。
令和8年度は、以下の31市町村となります。
- | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 北九州市 | 大牟田市 | 久留米市 | 飯塚市 | 田川市 | 柳川市 | 八女市 | 筑後市 | 大川市 | 豊前市 | 宗像市 |
| 古賀市 | うきは市 | 嘉麻市 | みやま市 | 粕屋町 | 芦屋町 | 岡垣町 | 小竹町 | 桂川町 | 東峰村 | 大刀洗町 |
| 広川町 | 香春町 | 川崎町 | 大任町 | 福智町 | 苅田町 | みやこ町 | 上毛町 | 築上町 | | |
- ※7 福岡県外から県内に移住した後、**他の市町村に移住した場合は移住I/Ⅱ/Ⅲの対象外**です。
- ※8 その他の必須条件は以下のとおりです。詳細は要綱 又は この手引きをご確認ください。
- ・申請者は暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない
 - ・これまでに同一の補助金を受けた事が無い
 - ・補助対象工事に要する費用(税込)が30万円以上である
 - ・県内事業者による工事である

補助対象判定フロー図 持家型

令和8年度

Start

※このフローチャート以外にも必須条件があります ※6



- ※1 若年世帯とは、**R 8年4月1日時点**で配偶者との年齢合計が80歳以下の世帯です。
- ※2 子育て世帯とは、**R 8年4月1日時点**で18歳未満の子と同居している世帯
又は **交付申請時点**で妊娠している者がいる世帯です。
- ※3 親世帯とは、若年世帯 又は 子育て世帯の世帯主 又は 配偶者の「直系尊属」がいる世帯です。（「直系尊属」とは自分より上の世代の直系親族のことで、父母や祖父母などになります）
- ※4 補助金の交付申請の時点で、若年世帯 または 子育て世帯の世帯主が、すでに親世帯の持家に同居している場合や住民票が同一住所となっている場合は、補助金の対象になりません。
- ※5 「県が認める住宅支援策を実施する市町村」は、令和8年度は **全市町村** になります。
- ※6 その他の必須条件は以下のとおりです。詳細は要綱 又は この手引きをご確認ください。
- ・申請者は暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない
 - ・これまでに同一の補助金を受けた事が無い
 - ・補助対象工事に要する費用(税込)が30万円以上である
 - ・県内事業者による工事である

6 補助金交付申請から交付までの流れ

○補助金の申請から交付までの流れは、25 ページのフロー図をご参照ください。

○申請、報告の手続きは、窓口（福岡県庁 建築都市部 住宅計画課 計画係）へ直接持参、郵送又は「ふくおか電子申請サービス」にて、申請をお願いします。

なお、代理の方が手続きの提出等を行われる場合は、委任状の提出を併せてお願いします。

【注意事項】

①工事の着手について

・工事を着手する前に必ず申請を行い、福岡県からの交付決定の通知（交付決定通知書）を受け取ってから着手して下さい。

※「交付決定通知書」に記載している日付（交付決定日）よりも前に工事に着手した場合は、補助金を受け取ることができません。

・なお、工事の契約は交付決定日より前に締結しても問題ありません。

②完了実績報告の期限について

・完了実績報告は、工事が完了した日から 30 日以内に必要書類を提出してください。

・ただし、工事が完了する日から30日以内であっても令和9年2月28日までに提出（報告）してください。

【例1】工事完了日が「令和9年1月27日」の場合

工事完了日から30日後が令和9年2月26日 ←令和9年2月28日より前

⇒完了実績報告は、令和9年2月26日が期限となります。

令和9年1月							令和9年2月							令和9年3月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	31	1	2	31	1	2	3	4	5	6	28	1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31	1	2	3	28	29	30	31	1	2	3

工事完了日

2月28日ではない！

完了実績報告の期限日

【例2】工事完了日が「令和9年1月30日」の場合

工事完了日から30日後が令和9年3月1日 ←令和9年2月28日より後

⇒完了実績報告は、令和9年2月28日が期限となります。

令和9年1月							令和9年2月							令和9年3月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	31	1	2	31	1	2	3	4	5	6	28	1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31	1	2	3	28	29	30	31	1	2	3

工事完了日

完了実績報告の期限日

30日後の
3月1日ではない！

閉庁日のため、郵送 または
「ふくおか電子申請サービス」
により提出し、2/28 に必着

・上記の期限までに完了実績報告書の提出（報告）ができない場合は、補助金を受け取ることができません。

・完了実績報告書に不備がある場合、令和9年3月10日までに修正内容が確認できないと補助金を受け取ることができません。

③郵送、インターネットによる申請について

○郵送で申請される際は、発送の際、その旨申請窓口へご連絡をお願いいたします。

なお、申請窓口より申請者に対して申請書類が到達した旨の連絡は行いませんので、申請者の責任において簡易書留等の受領記録が取れる方法にて送付してください。

○申請書類に不備がある場合は、交付申請を受け付けたことにはなりません。

○不備に対するご返答が1週間以内に無い場合、申請書類を着払いにて返送させていただきます。

○必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、必ず日中に連絡の取れる連絡先（電話番号）がわかるようお願いいたします。

○インターネットで申請される際は、県簡易申請システム「ふくおか電子申請サービス」をご利用ください。

【ふくおか電子申請サービス】

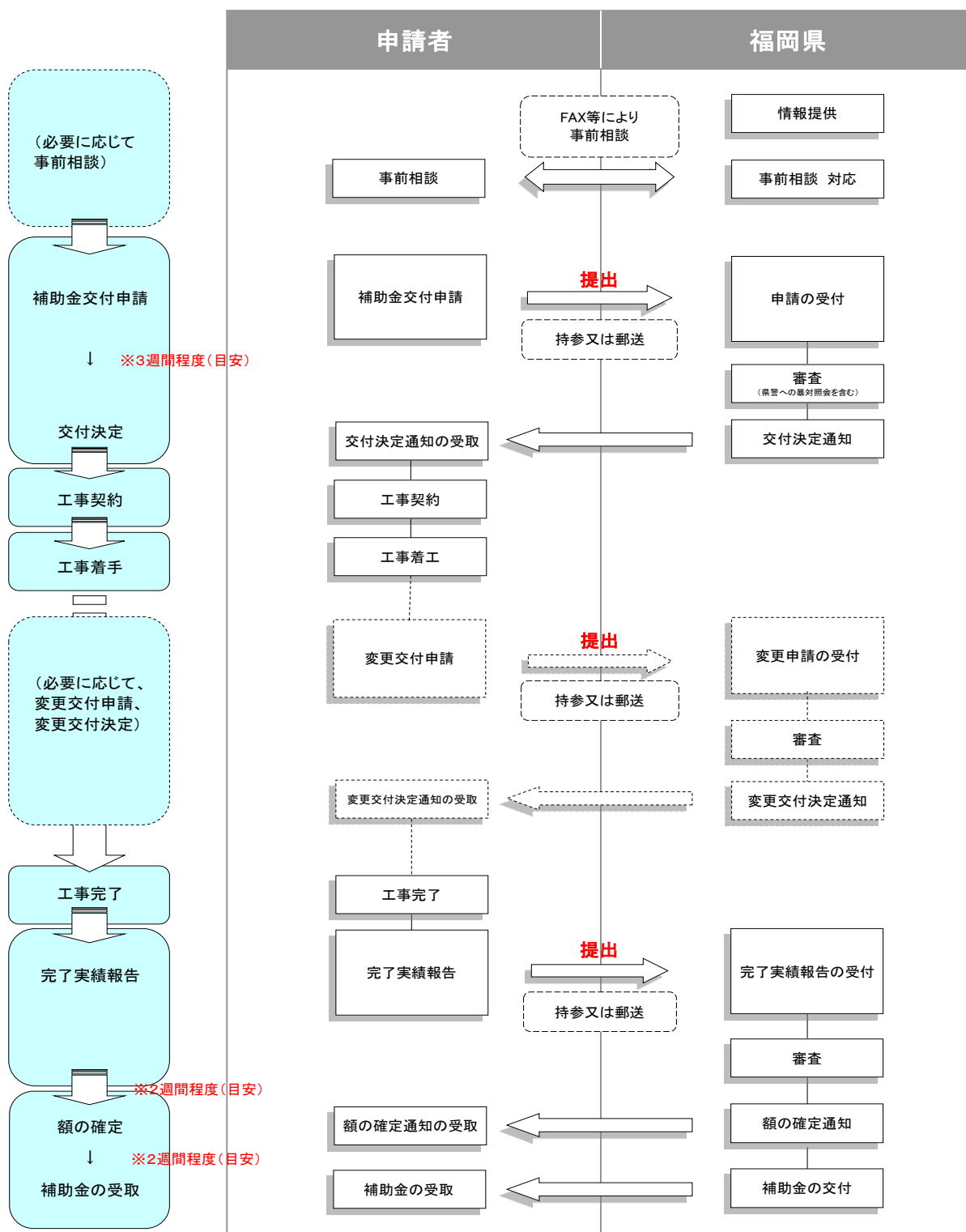
<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>



システムを初めてご利用される方や、操作方法にお困りの方は
こちらからご確認をよろしくお願いいたします。

◇補助金交付申請から交付までの流れ（フロー図）

【フラット35】地域連携型を活用した中古住宅のご購入をご検討されている方は、以下とは異なるフローとなります。事前に窓口までご相談ください。



※工事を着手する前に必ず申請を行い、福岡県からの交付決定の通知（交付決定通知書）を受け取ってから着手して下さい。「交付決定通知書」に記載している日付（交付決定日）よりも前に工事を着工した場合は、補助金を受け取ることができません。

※完了実績報告は、工事が完了した日から 30 日以内に提出(報告)してください。ただし、工事が完了する日から 30 日以内であっても令和 9 年 2 月 28 日までに提出(報告)してください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。また、完了実績報告書に不備がある場合、3 月 10 日までに修正内容が確認できないと補助金を受け取ることができません。

※郵送の場合は、申請者の責任において簡易書留等の受領記録が取れる方法にて送付する等してください。

(1) 交付申請書の提出

・工事の着手の前に、交付申請書を窓口へ提出して下さい。必要な書類は次の通りです。

(要綱第7条、別表第2)

必 要 書 類	留 意 事 項
申請書類確認表【様式A－１】	
補助金交付申請書（様式第１号）	移住リノベ の対象となる場合
補助内容チェックシート【様式B】（その１）（その２）	第６条第２項による額を適用する場合、（その１）は移住世帯用を添付すること
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
付近見取図	
現況写真	診断済み中古住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真
設計図面	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
建物登記簿謄本等の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの
建物診断結果の確認書【様式C】 （第３条第１項第１号に限る。）	補助対象工事を行う建物の所有者による署名又は記名押印したもの
建物診断を受診したことを証する書類の写し （第３条第１項第１号に限る。）	「住まいの健康診断」報告書のうち資料２（調査物件全景・概要）及び資料３（調査結果表）
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 （注）補助対象工事として、別表１（２）、（３）、（４）、（５）を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料
住民票の写し （注）本籍地の記載不要、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	若年世帯、子育て世帯全員の住民票の写し （第３条第１項第２号は、親世帯の住民票の写しを含む。） 移住リノベ の対象となる場合 （第６条第２項第１号イに該当する補助対象者（世帯主）の住民票は、転入前住所欄 又は 前住所欄に県外居住時の住所が記載されているもの）
戸籍謄本等の写し （第３条第１項第２号に限る。）	同居（予定）者との関係が確認できるもの
債権者登録申出書	
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号が確認できるもの
その他知事が必要と認める書類	

※ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えをご準備いただき、大切に保管して下さい。

※「建物診断の結果報告書」は、報告書の表紙、調査物件全景・概要、調査結果表の添付で可。

(2) 交付決定通知書の送付

- ・申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、交付決定通知書を申請者宛に通知します。

※工事を着手する前に必ず交付申請を行い、福岡県からの交付決定の通知（交付決定通知書）を受け取ってから着手して下さい。

- ・なお、工事の契約は交付決定日より前に締結しても問題ありません。

(3) 変更交付申請の提出

- ・交付決定通知書を受け取った後に、申請内容の変更が生じる場合には、速やかに補助金変更交付申請書を窓口へ提出して下さい。
- ・必要な書類は次の通りです。

（要綱第9条、別表第3）

必 要 書 類	留 意 事 項
変更申請書類確認表【様式A-2】	
補助金変更交付申請書（様式第3号）	
補助内容チェックシート【様式B】 （その1）（その2）	
工事見積書、工事請負契約書又は請書 （内訳明細が付いたもの）の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
現況写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真（変更に係わる部位に限る。）
設計図面	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 （注）補助対象工事として、別表1（2）、（3）、（4）、（5）を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料（変更に係わる部位に限る。）
その他知事が必要と認める書類	

※変更申請書の提出がない場合、補助金の交付を受けられないことがあります。

※変更の内容によっては、変更申請が不要の場合もありますので、まずは窓口へご相談下さい。

(4) 変更交付決定通知書の送付

- ・変更申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、変更交付決定通知書を申請者宛に通知します。

(5) 完了実績報告の提出(報告)

- ・完了実績報告は、工事が完了した日から 30 日以内に必要書類を提出(報告)してください。
- ・ただし、工事が完了する日から30日以内であっても令和9年2月28日までに提出(報告)してください。この期限までに完了実績報告書の提出(報告)ができない場合は、補助金を受け取ることができません。
- ・完了実績報告書に不備がある場合、令和9年3月10日までに修正内容が確認できないと補助金を受け取ることができません。
- ・必要な書類は次の通りです。

(要綱第 10 条、別表第 4)

必 要 書 類	留 意 事 項
実績報告書類確認表【様式 A-3】	
完了実績報告書(様式第 5 号)	
工事請負契約書 又は 請書の写し	
工事に要した費用に係る領収書の写し	
工事証明書【様式 D】の原本 ※押印又は自署	工事を請け負った県内事業者が、工事を行った証明をするもの 工事工期を記載(○年○月○日～○年○月○日)
工事写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時(工事完了後に隠蔽される部分は工事中)の写真
設計図面	補助対象工事を行った部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表及び使用材料・設備機器等の性能・機能を証明する資料 (注)補助対象工事として、別表 1 (2)、(3)、(4)、(5)を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等が別表 1 に掲げる性能・機能を備えることを証明する資料(メーカー、製品名、記号・型番等が確認できるもの(出荷証明書や納品書等))
その他知事が必要と認める書類	

(6) 補助金の額の確定

- ・実績報告書の内容を審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書を申請者宛に通知します。

(7) 補助金の交付

- ・補助金の額の確定後、県から申請者へ、指定された申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

(8) その他

- ・工事が休止・停止する場合や予定期日までに工事が終わらない場合は、すみやかに窓口までご連絡下さい。
- ・補助事業に関する書類(申請書類の控えや県からの通知書等)は、工事完了後、5年間大切に保管して下さい。

7 申請書類等の記入例と注意事項

(1) 申請書類確認表（様式A-1）

【様式A-1】

福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業

申請書類確認表

申請に必要な書類および留意事項をご確認いただき、書類をご作成の上チェックを入れてください

申請者氏名：

申請書類	留意事項	確認欄	
		申請者	受付
申請書類確認表【様式A-1】	移住リノベ に該当する場合 「移住世帯用」のチェックシートでご作成の上、 確認欄にチェックを入れてください	☐	☐
補助金交付申請書(様式第1号)		☐	☐
補助内容チェックシート【様式B】(その1)(その2)	第6条第2項による額を適用する場合 (その1)は移住世帯用を添付すること	☐	☐
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳 明細が付いたもの)の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の 費用及び補助対象工事とその他の工事にか かる費用がわかるもの	☐	☐
付近見取図		☐	☐
現況写真	診断済み既存住宅の全景及び補助対象工事 を行う部位毎の工事着手前の現況写真	☐	☐
設計図面	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるよう に示した配置図、平面図、立面図等	☐	☐
建物登記簿謄本等の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認 できるもの	☐	☐
建物診断結果の確認書【様式C】 (流通型に限る。)	補助対象工事を行う建物の所有者による 署名又は記名押印したもの	☐	☐
建物診断を受診したことを証する書類の写し (流通型に限る。)	「住まいの健康診断」報告書のうち 資料2(調査物件全景・概要)及び 資料3(調査結果表)	☐	☐
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を 比較した表 (注)補助対象工事として、別表1(2)、(3)、(4)、(5) の改修を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・ 機能を比較し、工事後に性能・機能が向上 することを示す資料	☐	☐
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	若年世帯、子育て世帯全員の住民票の写し (持家型+親世帯の住民票の写しを含む) (第6条第2項第1号イに該当する補助対象者(世 帯主)の住民票は、前住所欄に県外居住時の住 所が記載されているもの)	☐	☐
戸籍謄本等の写し (持家型に限る。)	同居(予定)者との関係が確認できるもの	☐	☐
債権者登録申出書	移住リノベ に該当する場合 住民票の「転居前住所」欄に県外居住時の住所を確認して、 確認欄にチェックを入れてください	☐	☐
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、 口座名義人、支店名、口座番号が確認できる もの	☐	☐
その他知事が必要と認める書類	次の改修を申請する場合、比較表を作成し、 確認欄にチェックを入れてください。 ・「長寿命化改修」 ・「省エネルギー改修」 ・「防犯性向上改修」 ・「新しい生活様式対応改修」	☐	☐

該当する場合にのみ書類を
ご作成していただき
確認欄にチェックを入れてください

(2) 変更申請書類確認表（様式A-2）

【様式A-2】

福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業

変更申請書類確認表

申請者氏名：福岡 花子

申請に必要な書類および留意事項をご確認いただき、書類をご作成の上チェックを入れてください

申請書類	留意事項	確認欄	
		申請者	受付
変更申請書類確認表【様式A-2】		☒	☐
補助金変更交付申請書（様式第3号）		☒	☐
補助内容チェックシート【様式B】（その1）（その2）		☒	☐
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	☒	☐
現況写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真（変更に係わる部位に限る。）	☒	☐
設計図面	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等	☒	☐
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 （注）補助対象工事として、別表1（2）、（3）、（4）、（5）を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料（変更に係わる部位に限る。）	☒	☐
その他知事が必要と認める書類		☒	☐

次の改修を申請する場合、比較表を作成し、確認欄にチェックを入れてください。

- ・「長寿命化改修」
- ・「省エネルギー改修」
- ・「防犯性向上改修」
- ・「新しい生活様式対応改修」

(3) 実績報告書類確認表（様式A-3）

【様式A-3】

福岡県子どもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業

実績報告書類確認表

申請者氏名： _____

申請に必要な書類および留意事項をご確認いただき、書類をご作成の上チェックを入れてください

申請書類	留意事項	確認欄	
		申請者	受付
実績報告書類確認表【様式A-3】		☐	☐
完了実績報告書（様式第5号）		☐	☐
工事請負契約書又は請書の写し		☐	☐
工事に要した費用に係る領収書の写し		☐	☐
工事証明書【様式D】の原本 ※押印又は自署	工事を請け負った県内事業者が 工事を行った証明をするもの 工事工期を記載 （〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）	☐	☐
工事写真	補助対象工事を行う部分毎の工事 完了時（工事完了後に隠蔽される 部分は工事中）の写真	☐	☐
設計図面	補助対象工事を行った部分とその 内容がわかるように示した 配置図、平面図、立面図等	☐	☐
工事前後の使用材料・設備機器等の 性能・機能を比較した表及び使用材料・ 設備機器等の性能・機能を証明する資料 （注）補助対象工事として、別表1（2）、 （3）、（4）、（5）の改修を実施した場合に 限る。	使用材料や設備機器等が別表1に 掲げる性能・機能を備えることを証明 する資料 （メーカー、製品名、記号・型番等が確認 できるもの（出荷証明書や納品書等））	☐	☐
その他知事が必要と認める書類		☐	☐

次の改修を申請した場合、比較表と、使用した材料・設備機器等の性能・機能を証明する資料を準備の上、確認欄にチェックを入れてください。

- ・「長寿命化改修」
- ・「省エネルギー改修」
- ・「防犯性向上改修」
- ・「新しい生活様式対応改修」

証明する資料（出荷証明書や納品書等）には以下を明記してください

- ・申請者名
- ・住宅の所在地（登記事項証明書に記載の「所在」）

(4-1) 補助内容チェックシート（様式B（その1））

【様式B】（その1）

補助内容チェックシート

申請者	フリガナ	フクオカ ハナコ		
	氏 名	福岡 花子		
補助対象住宅	所有者氏名	福岡 花子	(申請者との関係)	☒ 本人 ☐ その他()
	所在地 (地名地番)	福岡市〇〇区大字〇〇 〇〇-〇		
	構造・階数・建て方	☒ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ RC造	2 階建て	☒ 戸建て ☐ マンション
	(マンションの場合)	マンションの名称・棟番号: 住居表示ではなく、地名地番（登記事項証明書）に記載の「所在」を記入してください		
施工業者	業 者 名	株式会社 〇〇〇〇		
	住 所	福岡市〇〇区〇〇2丁目〇-〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	☒ 県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者である。			
補助区分 (要綱第3条関係)	該当する補助区分のみ チェックしてください ☒ 流通型 ☒ 申請者は、次のいずれかの世帯主である。 ☐ 若年世帯 ☒ 子育て世帯 ☒ 補助対象住宅は、申請者が居住するために、売買により購入したものである。 ☒ 補助対象住宅は、「住まいの健康診断」を受けた既存住宅である。 ☒ 補助対象工事を実施するのは申請者本人である。 ☐ 持家型 ☐ 申請者は、次のいずれかの世帯主である。 ☐ 若年世帯 ☐ 子育て世帯 ☐ 若年世帯の親世帯 ☐ 子育て世帯の親世帯 ☐ 補助対象住宅は、親世帯が所有する既存住宅で、子世帯と同居するための住宅である。 ☐ 補助対象工事を実施するのは申請者本人である。 (同居予定時期: _____ 年 _____ 月) ☒ 次の各号には該当しない。 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者 ※内容確認のために福岡県警本部に照会を行います。 申請者本人以外の場合は、「その他」にチェックを入れた上で()に具体的な関係を記入してください【例】父親、母親、祖父、祖母 等			
補助対象住宅 (要綱第4条関係)	☒ 補助対象住宅は、以下のいずれかである。 ☒ イ 既に人の居住の用に供した住宅 ☐ ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅 ☒ 補助対象住宅は、県が認める住宅支援策を実施する市町村に存する。 ☒ 補助対象住宅は、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない。 ☒ 補助対象住宅は、以下のいずれかである。 ☐ イ 昭和56年6月以降に建設された住宅 ☒ ロ 昭和56年5月以前に建設された住宅であり、以下のいずれかである。 ☐ a 耐震診断を行った結果、耐震性を有している。 ☒ b 耐震改修工事を行った結果、耐震性を有している。 ☐ c 耐震改修工事を行う予定である。 ☐ (持家型の場合) 補助対象住宅は、床面積100㎡以上である。			
補助対象工事 (要綱第5条関係)	☒ 県内事業者と工事の請負契約を締結して行われるものである。 ※県内事業者とは、県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者です。 ☒ 補助対象工事に要する費用が30万円以上である。 ※次に掲げる工事は、補助対象工事になりません。 一 補助金の交付決定の前に着工した工事 二 門、塀等の外構工事(性能等向上改修工事に係る工事は除く。) 三 他の補助制度による補助金の交付を受ける工事(工事部分及び費用が明確に切り分けられる場合は、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は除く。) 【様式B】（その2）4枚目の②と同じ額です			
補助金の交付申請額算出		見積金額(税込み)		
工事費	ア. 工事費合計金額	ア	2,100,000	円
	イ. 補助対象外工事費 (補助の対象とならない工事費) (他の補助制度で実施する対象工事費)	イ-1 イ-2	391,000 409,000	円
	ウ. 補助対象工事費[工事費30万円以上]	ア-イ=ウ	1,300,000	円
補助金の 交付申請額	ウの補助対象工事費金額の3分の1の額 (千円未満を切り捨てた額)	※上限額50万円	433,000	円

【様式B】（その2）4枚目の③と同じ額です

(4-2) 補助内容チェックシート（様式B（その1））【移住世帯用】

移住リノベ に該当する場合は、【移住世帯用】のチェックシートを使用してください。

【様式B】(その1)

補助内容チェックシート【移住世帯用】

申請者	フリガナ	フクオカ ハナコ
氏名	福岡 花子	
補助対象住宅	所有者氏名	福岡 花子 (申請者との関係) ☒ 本人 ☐ その他()
	所在地(地名地番)	●●市○○区大字○○ ○○-○
	構造・階数・建て方	☒ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ RC造 2 階建て ☒ 戸建て ☐ マンション
	(マンションの場合)	マンションの名称・棟番号: 住居表示ではなく、地名地番(登記事項証明書)に記載の「所在」を記入してください
施工業者	業者名	株式会社 ○○○○
	住所	福岡市○○区○○2丁目○-○
	電話番号	○○○-○○○-○○○○
	☒ 県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者である	
補助区分 (要綱第3条関係) (要綱第6条関係)	■ 流通型 ☒ 申請者は、次のいずれかの世帯主である。 ☐ 若年世帯 ☒ 子育て世帯 ☒ 補助対象住宅は、申請者が居住するために、売買により購入したものである。 ☒ 補助対象住宅は、「住まいの健康診断」を受けた既存住宅である。 ☒ 補助対象工事を実施するのは申請者本人である。 【移住の状況について】 ☒ 申請者(世帯主)は、次のいずれかに該当する。 ☐ 福岡県外に在住中で、県内(※)に移住予定である。(移住予定年月: 年 月) ☒ 福岡県外から県内(※)に移入後1年以内である。(転入年月日: R8 年 3 月 28 日) ※「県内」は、移住支援事業(移住支援金の給付事業)を実施する市町村に限りです。 ☒ 次の各号には該当しない。 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者 ※内容確認のために福岡県警本部に照会を行います。	
補助対象住宅 (要綱第4条関係) (要綱第6条関係)	☒ 補助対象住宅は、以下のいずれかである。 ☐ イ 既に人の居住の用に供した住宅 ☐ ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅 ☒ 補助対象住宅は、県が認める住宅支援策及び移住支援事業を実施する市町村に存する。 ☒ 補助対象住宅は、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない。 ☒ 補助対象住宅は、以下のいずれかである。 ☐ イ 昭和56年6月以降に建設された住宅 ☒ ロ 昭和56年5月以前に建設された住宅であり、以下のいずれかである。 ☐ a 耐震診断を行った結果、耐震性を有している。 ☒ b 耐震改修工事を行った結果、耐震性を有している。 ☐ c 耐震改修工事を行う予定である。	
補助対象工事 (要綱第5条関係)	☒ 県内事業者と工事の請負契約を締結して行われるものである。 ※県内事業者とは、県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者です。 ☒ 補助対象工事に要する費用が30万円以上である。 ※次に掲げる工事は、補助対象工事になりません。 一 補助金の交付決定の前に着工した工事 二 門、塀等の外構工事(性能等向上改修工事に係る工事は除く。) 三 他の補助制度による補助金の交付を受ける工事(工事の部分及び費用が明確に切り分けられる場合は、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事を除く。)	
補助金の交付申請額算出		見積金額(税込み)
工事費	ア. 工事費合計金額	ア 2,100,000 円
	イ. 補助対象外工事費	
	(補助の対象とならない工事費)	イ-1 391,000 円
	(他の補助制度で実施する対象工事費)	イ-2 409,000 円
	ウ. 補助対象工事費[工事費30万円以上]	ア-イ=ウ 1,300,000 円
補助金の交付申請額	ウの補助対象工事費金額の2分の1の額 (千円未満を切り捨てた額)	※上限額75万円 650,000 円

【様式B】(その2)4枚目の③と同じ額です

(5) 補助内容チェックシート（様式B（その2））

【様式B】（その2）（1/4）

補助内容チェックシート（補助対象工事チェックシート）（申請・完了）

補助対象となる工事のうち
国や市町村などの他の補助
制度を活用する場合は、
その補助制度の名称を記入
してください

他の補助制度の名称
(※他の補助制度を
活用する場合に記載)

A

みらいエコ住宅 2026 事業

B

C

各補助制度で
実施する工事に
チェック

(1) 居住性向上改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)						他補助の工事		
								A	B	C
広さ、間取りの変更	間仕切り壁の撤去									
	その他※									
増築										
収納スペースの設置										
三点給湯への対応										
駐車場の設置	新設									
	増設									
	改修									
屋外スロープの設置	新設									
	その他※									
手すりの設置	バルコニー									
	窓									
	階段									
	その他※									
その他子育てに資する改修※			4	0	0	0	0	0		

その他の工事（※印がついている工事）を
実施する場合は、4枚目の「その他工事」の欄に
具体的な工事内容を記入してください

※別紙（任意の様式）に記入していただいても良いです

工事見積書と同じ金額を
記入してください
(税込の円単位)

※「その他」の工事を実施する場合は、様式4枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

(2) 長寿命化改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)						他補助の工事		
								A	B	C
耐久性向上改修	屋根									
	外壁									
	設備配管		1	0	0	0	0	0		
	その他※									
防水性向上改修	屋根									
	外壁									
	浴室									
	その他※		1	0	0	0	0	0		

※「その他」の工事を実施する場合は、様式4枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

(3) 省エネルギー改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)						他補助の工事		
								A	B	C
断熱改修	窓									
	外壁		1	5	1	0	0	0	○	
	屋根・天井			5	4	0	0	0	○	
	床			9	6	0	0	0	○	
遮熱改修	窓									
	外壁									
	屋根									
省エネルギー等設備機器の設置	太陽熱利用システム		3	0	0	0	0	0	○	
	節水型トイレ			2	2	0	0	0	○	
	高断熱浴槽			3	0	0	0	0	○	
	その他※									

※「その他」の工事を実施する場合は、様式4枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

国や市町村などの他の補助制度を活用する工事に○をつけて
その工事費（税込み）を記入してください

（4）防犯性向上改修

（単位：円）

工事種別		対象工事費（税込み）							他補助の工事		
									A	B	C
窓の改良	CP登録のガラスの設置										
	四方枠付き面格子の設置										
	補助鍵の設置										
	窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付										
玄関・勝手口の改良	CP登録のドアの設置	2	5	0	0	0	0				
	玄関・勝手口を照らす照明の設置										
住宅まわりの改良	門扉の設置										
	防犯カメラの設置										
	センサーライトの設置	1	0	0	0	0	0				
	録画機能付きテレビドアホンの設置										
	玉砂利の敷き詰め										
	その他※										

※「その他」の工事を実施する場合は、様式4枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること（別紙可）。

（5）新しい生活様式対応改修

（単位：円）

工事種別		対象工事費（税込み）							他補助の工事		
									A	B	C
住宅内にウイルスを持ち込まないための改修	玄関付近への手洗い場の設置										
	固定式の宅配ボックスの設置										
	モニター付きインターホンの設置										
	その他※										
住宅内の感染拡大を防止する改修	自動水栓の設置										
	網戸の設置										
	換気扇の設置										
	換気機能付きエアコンの設置		2	6	0	0	0		○		
	玄関ドアの換気対策（通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置等）										
	抗菌・抗ウイルス素材への取り替え（手すり、壁材、床材）	1	0	0	0	0	0				
	自動開閉式便座への交換										
	トイレの増設（2箇所目）										
	シャワールームユニット設置										
	通風式シャッターの設置										
	その他※										
リモートワークやオンライン授業に対応する改修	ワーキングスペース確保のための間仕切り設置										
	ワーキングスペースの増築										
	防音対策										
	情報コンセント（LAN）の設置										
	その他※										

※「その他」の工事を実施する場合は、様式4枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること（別紙可）。

(6) バリアフリー改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)							他補助の工事		
									A	B	C
手すりの設置	浴室										
	脱衣室										
	トイレ										
	玄関										
	廊下										
	階段										
	その他※										
段差の解消	浴室										
	脱衣室										
	トイレ										
	玄関										
	廊下										
	階段										
	その他※										
廊下等の幅の拡張	廊下										
	出入口										
階段勾配の緩和											
浴室の改良	浴室の床面積増加										
	またぎの低い浴槽に交換										
	その他※										
トイレの改良	トイレの床面積増加										
	便座を和式から洋式に交換										
	その他※										
出入口の戸の改良	開戸を引戸・折戸に交換										
	ドアノブをレバーハンドル等に交換										
	その他※										
床材料の改良	浴室										
	脱衣室		1	5	0	0	0	0			
	トイレ		1	0	0	0	0	0			
	玄関										
	廊下										
	階段										
	その他※										

※「その他」の工事を実施する場合は、様式4枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

1～3枚目に記入した金額の合計を記入してください

○をつけた工事の金額の合計を記入してください
【様式B】（その1）のイ-2の欄と同じ額です

■補助対象工事費の算出

① 対象工事費合計額	1	7	0	9	0	0	0
② ①の内、他の補助制度で実施する 対象工事費		4	0	9	0	0	0
③ 補助対象工事費(①-②)	1	3	0	0	0	0	0

【様式B】（その1）のウの欄の額と同じです

○その他工事

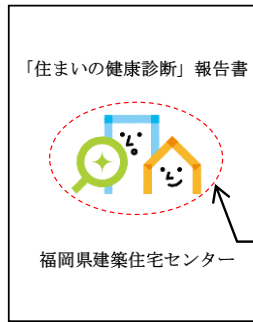
その他工事を実施する場合、その具体的な工事内容を記述すること（別紙可）。

- （1）居住性向上改修「その他子育てに資する改修」として
1階の台所をアイランドキッチンに改修する工事を行います。
- （2）長寿命化改修「防水性向上改修」として
2階のバルコニー床を、現状のモルタル防水から防水性が向上する
ウレタン防水に改修する工事を行います。

その他の工事（※印がついている工事）を実施する場合は
この欄に具体的な工事内容を記入してください

※別紙（任意の様式）に記入していただいても良いです

※「流通型」の場合に、「住まいの健康診断」の結果をご確認した上でご提出ください。



【重要】
ご確認ください「建物診断結果」は
「住まいの健康診断」報告書 になります

【様式C】

建物診断結果の確認書

「住まいの健康診断」報告書の
表紙の中央には、このマークが
ついています。

令和〇年〇〇月〇〇日

購入した住宅で実施された
「住まいの健康診断」の診断結果を
確認した日を記入してください

福岡県知事 殿

私が所有する下記の住宅について、建物診断の結果を確認しております。

記

所在地	① 福岡市〇〇区〇〇 123-1			
構造	② ☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☒ 鉄筋コンクリート造	階数	③ 〇 階建	建て方 ☐ 戸建て住宅 ☒ マンション
(マンションの場合)				
マンションの 名称・棟番号	④ 〇〇〇〇	部屋 番号	⑤ 101	

「住まいの健康診断」報告書 「資料2」

資料2

物件No.: 000

調査物件概要	
建物名称	九州 太郎 様 所有物件
調査の区分	共同住宅(住戸型)
物件住所 ①	〇〇市〇〇区〇〇123-1 ⑤
マンション等名称	〇〇〇〇 ④ 部屋番号 101 号室
竣工年月	平成 〇 年 〇 月
階数 ③	地上 〇 階 地下 〇 階
専有面積	〇〇 m ²
構造 ②	鉄筋コンクリート造

氏 名 福岡 花子

補助金の申請者の氏名を
記入してください。

「住まいの健康診断」報告書の
「資料2」より①～⑤を
転記してください

【重要】

工事施工者による押印 または 自署でご作成ください

【様式D】

工事証明書

この証明書を作成した日を記入してください

下記のとおり、補助対象となる工事を行ったことを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

工事施工者（※）

会 社 名 株式会社〇〇〇〇

代 表 者 氏 名 □□ □□□

住所又は所在地 〇〇市〇〇区〇〇1丁目〇〇—〇〇

電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事発注者の氏名	福岡 太郎	住居表示ではなく、地名地番（建物登記簿謄本に記載の「所在」）を記入してください
工事を行った住宅の所在地（地名地番）	〇〇市〇〇区大字〇〇 〇〇-〇	
工 事 内 容 及び工事費	(工事期間) 令和 〇年 〇月 〇日 ~ 令和 〇年 〇月 〇日	
	(工事の具体的な内容・工事費) 〇居住性向上改修 間取りの変更（間仕切り壁の撤去等工事）（510,000 円） 〇省エネルギー改修 省エネルギー等設備機器の設置（高断熱浴槽設置）（800,000 円） 〇新しい生活様式対応改修 ワーキングスペース確保のための間仕切り設置（50,000 円） 〇バリアフリー改修 段差の解消（440,000 円）	

「交付決定通知書(様式第2号)」に記載している日付(交付決定日)以降の日となっているか、ご確認ください
※交付決定日より前の日の場合、補助金を受け取ることができません。

行った工事の具体的な内容を記入してください
また、各工事の工事費を記入してください

(※) 県内事業者(県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者)に限る。

※「長寿命化改修」、「省エネルギー改修」、「防犯性向上改修」、「新しい生活様式対応改修」を実施する場合に、下記のような比較表をご提出ください。

(参考様式)

福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業

工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能比較表

改修種別	工事種別	具体的工事内容	部位	改修前	改修後	仕様(※)
省エネルギー改修	省エネルギー等設備機器の設置	トイレの改修	便器	非節水型トイレ (メーカー:○○○) (型番:○○○)	節水型トイレ	メーカー: ○○○○ 型番: AA-1000
新しい生活様式対応改修	住宅内の感染拡大を防止する改修	壁紙の改修	洋室 廊下 洗面所	通常壁紙	抗ウイルス壁紙	メーカー: ○○○○ 型番: BB-2000
防犯性向上改修	玄関・勝手口の改良	勝手口ドアの改修	勝手口ドア	CP登録でない勝手口ドア (メーカー・品番不明)	CP登録の勝手口ドアの設置	メーカー: ○○○○ 型番: CC-3000
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:
						メーカー: 型番:

※改修で使用する材料や設備機器等の仕様が具体的に分かる資料として、仕様書やカタログ等の写しを別途添付してください。

記入例> 記入例>

※「持家型」の場合に、下記ような同居予定者の一覧をご提出ください。

(参考様式)

福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業補助金

同居（予定）者一覧表

申請者氏名： 福岡 花子

1. 同居予定時期

令和〇 年 〇 月

2. 同居予定者

同居（予定）者氏名	年齢	申請者との続柄
福岡 太郎	38	夫
福岡 けん	6	子
福岡 つつじ	4	子
福岡 ウメ	70	母

電算要綱様式第106号
債権者登録申出書

(変更・取消を行う債権者番号)

--	--	--	--	--	--	--	--

※変更・取消の場合は必ず記入してください。

※工事関係の場合…該当するものに○
(精算払用・前金払用・精算前金両用)

(新規・変更・取消)

「新規」に○をつけてください

申 出 の 理 由	1 新規	①新規取引 ②法人化による新規 ③前金払用口座登録のための新規 ④その他 ()
	2 変更	①名称変更 (旧名称) ②住所変更 ③支払方法や金融機関情報の変更 ④その他 ()
	3 取消	①重複登録による取消 (重複している債権者登録番号) ②法人化による取消 ③債権者死亡による取消 ④その他 ()

福岡県 殿	住 所	福岡市博多区東公園 7-7	〇〇〇〇 年 〇〇月 〇〇日
	申 出 者 名	福岡 花子	
下記のとおり申出します。			

(法人にあっては法人の名称と代表者肩書・氏名を必ず記入してください。)
※新規及び変更の場合は、1～5すべての項目を記入してください。3の電子メールアドレスについては、お持ちの方は記入してください。
※取消の場合は、1～3までの項目を記入してください。

1	(フリガナ) 名 称	フクオカ ハナコ 福岡 花子		
2	(フリガナ) 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 福岡 都道 福岡 市 博多 区 東公園 7-7 府県 郡 町 村		
3	電話番号	092 - 651 - 1111	電子メールアドレス	@

4	支払方法	① 口座振替…………… (口座に自動入金) ② 隔地払 (送金払) …… (振替口座がない場合に選択)		
5	金融機関名	〇 〇 (銀 行) 〇〇 支 店	金融機関コード	支店コード
	預金種別	① 普通 (総合) 預金 ② 当座預金 ※ (注) 貯蓄預金は不可	口 座 番 号	
	口座名義人 (カタカナ で記入)	フクオカ ハナコ		

*金融機関情報に記入誤りがないよう十分に確認してください。
誤りがあった場合は、再度申請書を提出していただくことになり、支払いが遅れる可能性があります。

※支払い先として指定できる金融機関について
〔口座振替の場合〕
振替先の指定は県内、県外を問わずできますが、外国銀行および漁業協同組合の一部はできません。
〔隔地払の場合〕…………金融機関名のみ記入
県内送金の換金場所…………福岡銀行・西日本シティ銀行・筑邦銀行・福岡中央銀行の本・支店および福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内各農業協同組合の本所・支店のみ (ただし出張所、代理店等はありません)
県外送金の換金場所…………口座振替に同じ (ただし、ゆうちょ銀行は直営店 (出張所を含む) のみ可能です。ゆうちょ銀行以外の金融機関の出張所・代理店等はありません。

8 【フラット35】地域連携型のご利用について

- 「福岡県こどもリノベ補助金」の交付を受ける予定の方は、補助対象となる中古住宅の購入にあたり、住宅金融支援機構による【フラット35】地域連携型 を利用することができます。
- 【フラット35】地域連携型のご利用を検討されている方は、26 ページとは異なる流れで「福岡県こどもリノベ補助金」の申請を行う必要があります。
そのため、事前に窓口（福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係）までご連絡ください。

【フラット35】地域連携型 とは

- 地域の住宅政策課題を解決するための積極的な取組みを行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅取得に対する補助金交付等とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。
- 【フラット35】地域連携型 の「金利の引下げ幅」や「利用要件」等については、住宅金融支援機構の下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

電 話 ： 0120-0860-35

受付時間 ： 9時から17時（祝日、年末年始を除き土日も営業しています）

9 他の支援制度

○リフォームに関連する補助制度をご紹介します。

○最新の支援制度の状況、要件等については、各窓口へご確認ください。

○他の補助制度にて補助を受けている（受ける予定の）工事に対して、重ねて「福岡県こどもリノベ補助金」を受け取ることはできません。

○工事部分、工事費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は対象です。

■国土交通省・経済産業省・環境省

『住宅省エネ 2026 キャンペーン』

○国では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進することを目的に、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を行うキャンペーンを実施しています。

住宅省エネ 2026 キャンペーン

検索



具体的には、以下の4つの補助事業になります。

① みらいエコ住宅 2026 事業（Me 住宅 2026）

高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネリフォーム等に対して、補助金が交付される事業。

② 先進的窓リノベ 2026 事業

既存住宅の窓・ドアを、省エネ効果の高い断熱窓・ドアに改修する費用に対して、補助金が交付される事業。

③ 給湯省エネ 2026 事業

エコキュートやハイブリッド給湯器など、高効率給湯器への導入する費用に対して、補助金が交付される事業。

④ 賃貸集合給湯省エネ 2026 事業

既存賃貸集合住宅における賃貸オーナー等によるエコジョーズ等の取替に要する費用に対して、補助金が交付される事業。

■福岡県

『福岡県木造戸建て住宅耐震改修補助金制度』

- 福岡県は、市町村を通じて、木造戸建て住宅の耐震改修工事等に要する費用の一部を補助しています。
- 補助の実施状況、補助対象要件・金額等は、市町村により異なりますので、補助を受けたい住宅が立地する市町村にご確認下さい。

『福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度』

- 原則として昭和 56 年以前に福岡県内に建築された 2 階建て以下の木造戸建て住宅を対象に、住宅の築年、壁の位置や屋根の仕様などを調査する耐震診断アドバイザーを現地に派遣し、地震に対する強さを総合的に検討します。
- 床下・小屋裏に侵入し、目視で壁の仕様等を確認した上で耐震性の診断を行う一般診断（利用者負担 6,000 円）と、床下・小屋裏には侵入せずに地震に対する安全性について簡易な診断を行う簡易診断（利用者負担 3,000 円）の 2 つのメニューがあります。

福岡県耐震診断アドバイザー 検索



■その他の情報

『住宅リフォーム推進協議会ホームページ』

- 地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイト

リフォーム推進協議会 検索



『住まいづくりの手引き（冊子）』

- 県では、北九州市、福岡市、久留米市、（一財）福岡県建築住宅センターと共同で、住まいに関する情報提供のための冊子を作成しています。
- 冊子のデータは、福岡県のホームページから入手できます。

福岡県 住まい 冊子 検索



10 住宅リフォームの減税制度

○住宅リフォーム工事を行うと、要件を満たす場合は税の優遇を受けることができます。優遇を受けることができる税の種類は、次の通りです。

○概要については、次のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

【国土交通省】

⇒各住宅税制の概要



【住宅リフォーム推進協議会】

⇒リフォームの減税制度

※協議会ホームページ内の
「リフォームのお得な制度」バナー



○詳しくは、各税目の担当機関窓口へお問い合わせ下さい。

種 別	税 目	担当機関
住宅ローン減税	所得税	税務署
①耐震改修	所得税【投資型】	税務署
	所得税【ローン型】	税務署
	固定資産税	市町村
②省エネ改修	所得税【ローン型】	税務署
	所得税【投資型】	税務署
	固定資産税	市町村
③バリアフリー改修	所得税【ローン型】	税務署
	所得税【投資型】	税務署
	固定資産税	市町村
①～③以外の増改築工事	所得税【ローン型】	税務署
贈与税の非課税措置	贈与税	税務署

11 問い合わせ窓口

■「福岡県こどもリノベ補助金」に関する【受付窓口・お問い合わせ】

福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係

住 所 : 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 (福岡県庁7階 南棟)

T E L : 092-643-3732

F A X : 092-643-3737

m a i l : jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

■「住まいの健康診断」に関する【受付窓口・お問い合わせ】

お申込みの方法等は、[売買時の仲介事業者を通じて](#)、下記の窓口までお問い合わせください。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 企画情報部

住 所 : 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 (東オフィス3階)

T E L : 092-781-5169

F A X : 092-715-5230

m a i l : kikaku@fkjc.or.jp

住まいの健康診断

検索



